

# 同和対策事業の公正な後始末を

・・・「甲良町無法放置土地裁判」とは・・・

2009年12月 原告団長 西澤伸明

みなさんは「同和対策事業」をよくご存じだと思います。ここでは詳しくは触れませんが、「同和対策事業」とは特定の地域を法律で指定し、極端に遅れた住環境の整備などのため国の事業として、2002年まで実に33年間にわたって続けられた「特別」な体制と「特別」な財政をつぎ込んだ事業でした。

同和対策事業は、劣悪な住環境整備などの肯定的な面を持つ一方で一部運動団体などの利権の対象とされ、国の法律が終了した後も「同和」という特別体制が住民分断をもたらし、不公平や悩みの種となっています。

私達が取り組んでいる「甲良町無法放置土地裁判」はこの「同和対策事業」を舞台にした宅地分譲事業の歪みを問題にしてみました。

## 行政の任務怠慢による損害賠償を 裁判の内容

裁判の形式としては、山崎義勝町長(2009年11月からは北川豊昭町長に変更)を相手に、「町長であった山本日出男氏に対し、町有地の無法放置による損害5,331万3,057円の賠償を求めよ」と2006年1月に私を含む住民5人が起こしたものです。

甲良町では、同和対策で分譲するはずの町有地51ヶ所・約1万6千㎡もの広さの土地が、長いものでは20年を超えて放置されていました。その内23ヶ所で土地代金を徴収しないまま住宅建設や車庫・庭石設置などを町当局が黙認、所によっては容認すらしていました。町当局は私の指摘を受けるまで代金の請求も退去通知もおこなっていませんでした。



## 売買契約書ナシ 固定資産税課税ナシ・・・

### 裁判で明らかになったこと

裁判では信じられないことがいくつも明らかになりました。その内の一つ、宅地分譲の契約書がほとんど存在しないのです。普通の民家が建設され居住しているのに固定資産税も課税していない、それが10年とか20年以上もほったらかしであることが証拠としても次々明らかになりました。

これが裁判の概要です。提訴から4年、25回の公判・準備手続きを重ね、いよいよ2010年2月18日には原告・被告側証人が激突する証人尋問期日を迎えます。

これまで私達は弁護団・彦根共同法律事務所の強力な支援のもと、甲良町の宅地分譲事業が本来の姿から大きく逸脱していること、51ヶ所全ての「放置土地」の現状を事実に基づき告発する主張を展開し、証拠写真も提出してきました。

町の言い分は常識では読めないことが多くて大変苦労しました。具体例を2つだけ紹介しましょう。

51ヶ所の一つに14筆から成り立っている1978㎡つまり約2反の広さの放置土地があります。これについて町の言い分はこうです。

「公図混乱地域すなわち現況と登記あるいは公図との乖離が著しい地域」であり「当該土地の位置形状を特定しえない」「いわゆる幽霊地」が14筆の中にある。それで分譲・払い下げの処理が遅れている。町の主張によれば、この土地は昭和52年ころから小集落事業（同和対策事業の一つ）の実施のために取得した土地だと言うのです。



昭和52年から実に32年も経過しても、なお「小集落事業」に活用できていないのですから「任務怠慢」と言う以外にありません。さらに町が町民から「位置形状を特定しえない」「幽霊土地」を買収したことをはからずも白状した形となり、宅地分譲事務のズサンさを告白しているとともに、旧地権者の要求を鵜呑みにしたと見られ、被告の主体性の無さを証明するものとして注目されました。



もう一つの例は町が近江鉄道「呉竹新駅」のための用地だと主張している土地です。「新駅用地のため」としているのに、道路等で4ヶ所に分断されており、「平成5年に新総合計画に位置付けられた」と言いながら、昭和63年には「新駅用地」となるべき一角が町民に売却されているのです。私達は、分譲事業に不必要な土地を買収してしまったことから本腰の入らない「計画」を作り上げた疑いがぬぐえないと考えています。

## 過去のまちがいに向き合い ズサンな行政をただすために

私達は、裁判を通して明らかになった行政事務の逸脱した実態を衝（つ）き、その原因と責任の解明を求め、「残地」の早期売却を求めてたたかっています。

土地代金の徴収や固定資産税の課税などはごく当然の行政事務です。「同和対策」に対する評価の違いをこえて共同できる課題だと思えます。

「同和対策」と名がつけば少々の無法やズサンさは見逃す、ダメと言えない。この悪しき土壌から「無法放置土地」も生まれたのだと思えるのです。甲良町行政もそして町民も、この呪縛とも言える異常から解放される必要があります。そのためにも過去の逸脱に向き合う一つの重要なきっかけとなるように、ぜひ勝利したいと思えます。

みなさんのご支援を心からお願いいたします。

**ご意見・ご感想などお待ちしております**

甲良町議会議員

**証人尋問期日（公判）のお知らせ** 2月18日10時30分開廷 / 大津地裁にて / 証人尋問が行われます。川島重信氏（元大津市職員・長年同和対策事業にかかわり、地区住民の自立促進に尽力。著作も多数）、村田和久廣氏（現議会事務局長、人権推進主監などを歴任）、西澤伸明の順です。